

# 浴衣をまとって 出掛けよう

7月7日(木)から10日(日)までの4日間、前橋の夏の風物詩「七夕まつり」が開催されます。

## 前橋の夏を感じて

北関東最大級、今年で66回目の七夕まつり。美しい飾りが街を彩ります。家族や友人、恋人など大切な人と、浴衣を着てお出掛けください。前橋の夏を感じられますよ。



観光振興課 徳野 裕一

七夕まつり関連イベント			
期日	時間	会場	イベント
6月28日(火)~7月13日(水)	—	前橋駅北口ロータリー	小学生児童による短冊飾り
7月6日(水)~12日(火)	午前10時~午後7時(12日は午後5時まで)	スズラン前橋店	七夕まつり児童絵画展
7月7日(木)~10日(日)	—	千代田通り、銀座通り	ぼくとわたしの手作り七夕
7月9日(土)・10日(日)	午前10時~午後5時	前橋プラザ元氣21	NHKふれあいプラザ~真田丸&放送タイムトラベル
	午前11時~午後2時	中央イベント広場	ワゴンコインで手作り髪飾りを作ろう!(費用500円)
	午前10時~午後4時	前橋プラザ元氣21	ゆかた無料着付け
7月9日(土)・10日(日)	午前10時~午後5時	立川町通り	こども広場 短冊に願いを(前橋東照宮飯宮設置) 乗ってさわって体験しよう
	午前10時~午後6時	立川町通り	県立女子大による竹飾り(短冊)コーナー
	午前10時~午後7時30分	中央イベント広場	ステージイベント
7月9日(土)・10日(日)	午前11時~午後4時	立川町通り	前橋競輪PR、スピードチャレンジ
	正午~午後4時	前橋駅前けやき並木通り	七夕オープンカフェ・ころとんフェイスイベント
	午後4時~8時(10日は午後1時~5時)	前橋駅前けやき並木通り	みんなで作る七夕飾り



「ゆかた」をキーワードにイベントも開催。詳しくは前橋観光コンベンション協会、前橋商工会議所のホームページをご覧ください。

期間中は、一部中心市街地が車両通行止めになり、歩行者天国に。なお、露店は8日(金)から出店します。

■ゆかたdeチョットお得サービス  
期間中、浴衣を着て七夕まつりに行くと、ゆかたdeチョット

お得マップ掲載店でお得なサービスが受けられます。また、店舗を巡ると景品がもらえるスタンプラリーも開催。

■期間中の主なイベント  
右表のとおり。

■無料おまつりバスを運行  
日時 7月9日(土)・10日(日)、午前10時~午後9時

■運行区間 Ⅱ ヤマダグリーンロード 前橋第6駐車場~前橋テルサ前

■マイバスの路線変更・時間延長  
まつり期間中は、銀座通りの

通行は国道50号へ迂回(うかひ)します。また、9日(土)・10日(日)は、運行を2時間延長します。

■臨時タクシー乗り場  
日時 7月9日(土)・10日(日) 午前10時~午後9時30分

■清掃ボランティアを募集  
日時 7月9日(土)・10日(日)、午前7時~8時

集合場所 Ⅱ 前橋中央駐車場

## 国保高齢・後期高齢・福祉医療の更新 有効期限は7月31日まで

国民健康保険高齢受給者証と後期高齢者医療被保険者証、福祉医療費受給資格者証の一部が有効期限に。ここでは、更新手続きなどをお知らせします。

☎ 国保の高齢受給者は国民健康保険課 ☎ 027-898-6249  
後期高齢者医療・福祉医療については同課 ☎ 027-898-6253

### 国民健康保険高齢受給者証・後期高齢者医療被保険者証

引き続き対象となる人には、新しい物を7月中に郵送。期限切れの物は市役所国民健康保険課、各支所・市民サービスセンターに返却するか、自分で破棄してください。



#### ①国保の高齢受給者

70歳から74歳までの国保加入者の新しい高齢受給者証を世帯主宛てに郵送します。

#### ■自己負担割合

同一世帯の国保高齢受給者の所得で判定。本年度の住民税課税所得が145万円未満は2割(誕生日が昭和19年4月1日以前の方は1割)、145万円以上は3割負担です。

#### ●自己負担限度額の見直し

自己負担割合が3割で、表1のいずれかを満たす人は、申請で負担割合が2割(誕生日が昭和19年4月1日以前の方は1割)になります。



#### ②後期高齢者医療の加入者

75歳以上の人か、65歳から74歳までで一定の障害があり、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人が対象。黄緑色の封筒で郵送します。簡易書留を希望する人は、7月8日(金)までに連絡を。なお、保険料の滞納状況により有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。

■自己負担割合  
同一世帯の後期高齢者の所得で判定。本年度の住民税課税所得が145万円未満は1割、145万円以上は3割負担です。

#### ■自己負担割合

同一世帯の後期高齢者の所得で判定。本年度の住民税課税所得が145万円未満は1割、145万円以上は3割負担です。

#### ●自己負担の割合を見直し

国保の高齢者受給者証や後期高齢者医療被保険者証に記載の自己負担割合が3割で、表2のいずれかに該当する人は、申請で負担割合が1割になります。



### 福祉医療費受給資格者証

重度心身障害者と高齢重度障害者の新しい受給資格者証は7月下旬に郵送。母子・父子家庭などの人は7月中に更新手続きをください。受給資格のある人には7月下旬に新しい受給資格者証を郵送。なお、今回は子ども医療の更新はありません。

#### ■内容変更は届け出を

住所や氏名、加入する医療保険などが変わったら、14日以内に届け出を。また、本市から転出するときは、市役所国民健康保険課各支所へ届け出し、受給資格者証を返却してください。

#### ■新たな対象者は申請を

福祉医療費支給制度の申請は、市役所国民健康保険課各支所で手続きしてください。また、県内からの転入で前住所地でも福祉医療費を受けていた人は、前住所地で発行する福祉医療費資格者証交付状況証明書も必要。詳しくは問い合わせてください。

申請に必要な物 = <子ども(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子)> 保険証 <母子・父子家庭など(満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子と母または父など)> ①母または父の課税状況を証明する書類 ②本市に本籍がない人は戸籍謄本 ③保険証 <重度心身障害者・高齢重度障害者> ①身体障害者手帳(1級・2級)、療育手帳(A)、年金証書(障害年金1級)、特別児童扶養手当(1級)、IQ35以下を証明する書類のいずれか ②保険証

表1 国保の高齢受給者 (収入は平成27年中)	
条件1	同一世帯に70~74歳の方が本人のみで、その収入額が383万円未満
条件2	同一世帯に70~74歳の方が本人を含めて2人以上で、その収入合計額が520万円未満
条件3	同一世帯に70~74歳の方が本人のみで、その収入額が383万円以上あり、他に後期高齢者が1人以上いる場合、その人との収入合計額が520万円未満
表2 後期高齢者医療加入者 (収入は平成27年中)	
条件1	同一世帯に後期高齢者が本人のみで、その収入額が383万円未満
条件2	同一世帯に後期高齢者が本人を含めて2人以上で、その収入合計額が520万円未満
条件3	同一世帯に後期高齢者が本人のみで、その収入額が383万円以上あり、他に70~74歳の方が1人以上いる場合、その人との収入合計額が520万円未満